

## 民法の一部を改正する法律案要綱

### 一 子の監護に必要な事項の定め（第七百六十六条関係）

- 1 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及び交流、子の監護に要する費用の分担その他の監護について必要な事項は、その協議でこれを定めるものとする。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならないものとする。
- 2 1の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、1の事項を定めるものとする。
- 3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、1又は2による定めを変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができるものとする。
- 4 1から3までは、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生ずることがないものとする。

### 二 施行期日等（附則関係）

1 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

2 その他所要の改正を行うこと。